

○日本体育大学研究費不正使用防止計画推進室設置要領

平成20年1月16日

教授会制定

(目的)

第1条 日本体育大学(以下「本学」という。)に全学的な観点から、研究費不正使用防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画・管理・運営担当の副学長
- (2) 総合スポーツ科学研究センター長
- (3) 事務局長
- (4) 企画部長
- (5) 管理部長
- (6) 健志台統括
- (7) 企画部庶務課長及び管理部会計課長
- (8) 総合スポーツ科学研究センター事務長
- (9) 企画部庶務課及び管理部会計課 各1名
- (10) その他、室長が指名する者 若干名

(業務)

第3条 推進室は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 不正発生の要因の把握
- (2) 具体的な研究費不正防止計画の策定及び実施
- (3) 不正発生の要因に対応する改善策の策定及び実施
- (4) 適正なチェック体制の構築及び学内ルールの一貫についての提言
- (5) 「日本体育大学における研究活動に係る行動規範(平成20年1月16日教授会制定)」の浸透を図るための方策の推進

2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、本学の教員の意見を聴取するものとする。

(室長等)

第4条 室長は、第2条第1号の室員をもって充てる。

2 室長補佐は、第2条第2号の室員をもって充てる。

(任務等)

第5条 室長は、室員を指揮監督し、所掌業務を掌理する。

2 室長補佐は、室長を補佐し、所定の業務を分掌する。

3 室員は、室長の命を受け、所定の業務を分掌する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は学部長会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、推進室が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。